

子家発 0514 第 4 号
令和元年 5 月 14 日

各

都	道	府	県
指	定	都	市
児童相談所設置市			

 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公 印 省 略 ）

児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に
配慮した面接の取組に関する情報共有について

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化については、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」（平成 27 年 10 月 28 日付け雇児総発 1028 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）及び「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について」（平成 30 年 7 月 24 日付け子家発 0724 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察と連携し、協同面接を実施するとともに、協同面接実施後においても、子どもの支援のために必要があるときは関係機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報共有に取り組んでいただいている。

今般、児童虐待事案において、協同面接がなされた際の情報共有（録音・録画した記録媒体の取扱い）について、別添のとおり最高検察庁刑事部長及び公判部長から通知が発出されたので、貴職におかれては、この内容を御了知いただき、引き続き関係機関との連携を図るとともに、管内の児童相談所に周知を図り、対応に遺漏なきよう努められたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

原議保存期間 10年
(2030年3月31日まで)
公判事務課

最高検判第1号
令和元年5月14日

高等検察庁次席検事 殿 (参考送付)
地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁刑事部長 落 合 義 和
最高検察庁公判部長 和 田 雅 樹
(公印省略)

児童相談所との情報共有について (通知)

児童が被害者等である事件については、平成27年10月28日付け当庁刑事部長通知「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」(最高検刑第103号)及び平成30年7月24日付け当庁刑事部長、公判部長通知「警察及び児童相談所との情報共有の強化について」(最高検刑第38号)に基づき、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、関係機関の代表者が児童から聴取する取組(以下「代表者聴取」という。)を実施するとともに、その実施後においても、事件の処分の際などに行う打合せなど適宜の機会を通じ、関係機関との間で、必要かつ相当な範囲で、情報の共有を図っているものと承知しています。

児童虐待の事案においては、児童相談所が、児童の一時保護やその解除の要否等の判断を適切に行う必要があるところ、各庁におかれては、これまでにも、児童相談所からの情報共有の要請に対し、適切に対処してきたものと承知していますが、引き続き、下記の点に留意した対応に遺漏のないよう願います。

おって、本件については、法務省刑事局、警察庁及び厚生労働省と協議済みですので、申し添えます。

記

- 1 代表者聴取を行うに当たっては、多くの事案において、その状況を録音・録画しているものと思われるところ、検察官が保管中の代表者聴取の状況を録音・録画した記録媒体(以下「記録媒体」という。聴取した機関の如何を問わない。)につき、児童相談所から提供(閲覧、貸与を含む。以下同じ。)を求められた場

合には、児童相談所の円滑かつ適切な業務の遂行に資するよう、児童相談所と十分なコミュニケーションを図りつつ、刑事訴訟法第47条ただし書きの趣旨を踏まえ、提供の必要性及び相当性を適切に判断して対応されたい。

- 2 記録媒体を提供することの必要性は、個別具体的状況に応じて判断されるべきものではあるが、例えば、児童相談所長が、家庭裁判所の承認を得て引き続き一時保護を行うとき（児童福祉法第33条第5項）、親権喪失・停止の審判の請求を行うとき（同法第33条の7）などにおいて、記録媒体を証拠として家庭裁判所に提出する必要がある場合は、記録媒体を提供する必要性が高いことが多いものと考えられる。

また、家庭裁判所への提出以外の場合であっても、児童相談所において、これらの措置の要否を検討するなどの業務を遂行する際には、反訳や報告書ではその供述状況や信用性を十分に把握することができないといった理由から、記録媒体を提供する必要性が認められる場合があると考えられる。

- 3 さらに、記録媒体を提供することの相当性判断に当たっては、関係者の名誉・プライバシーや今後の捜査・公判への影響等を勘案することが肝要であり、具体的には、保管方法を含め、児童相談所における記録媒体の取扱いが適切であるといえるか、当初の提供目的と離れて被疑者等の第三者に提供されることはないかといった事情にも留意されたい。

- 4 記録媒体を提供することとした場合の具体的方法としては、検察庁内における閲覧、必要な期間中の貸与、必要な条件を付した上での交付などが考えられるところ、児童相談所における業務上の必要性等に鑑み、事案に即した適切な方法を選択されたい。

- 5 なお、家庭裁判所が記録媒体を証拠とした場合について、家事事件手続法（平成23年法律第52号）により、親権に関する審判事件（同法第167条以下参照）、児童福祉法に規定する審判事件（家事事件手続法第234条以下参照）において、当事者は、記録の閲覧・謄写等を請求することができ、裁判所はこれを許可しなければならないとされているが、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがあるときなどは、これを許可しないことができるとされている（同法第47条第1項ないし第4項）から、家庭裁判所に提供した後の記録媒体の取扱いについて、児童相談所等との間で、あらかじめ必要な協議を行っておくことも考えられる。

おって、児童相談所に対する記録媒体の提供の可否について疑義が生じた場合には、当庁公判部裁判員担当に相談されたい。